

建築基準法第 85 条第 4 項の許可判断基準

安全上	建築士が設計・工事監理したものであって構造計算等により安全が確かめられたものであること。			
防火上	外壁 軒裏	防火地域	延焼の恐れのある部分	防火構造以上であること。ただし、50 m ² 以内の平屋の付属建築物については不燃材料で覆われていれば可
			それ以外の部分	不燃材料で覆われていること
		準防火地域	延焼の恐れのある部分	不燃材料で覆われていること
		開口部	不燃材料で造られていること（網入りは不要）	
		屋根	不燃材料で覆われていること	
		その他の主要構造部	不燃材料で造ること。ただし、防火地域以外の建築物で2階建て以下のものは木造でも可	
衛生上	法第 19 条第 1 項から第 3 項の規定に準じた対策を講ずること			

※上記判断基準によらず「安全上、防火上及び衛生上支障がないことを証する図書を添付した場合は、個別判断とすることも可とする。